

すかのっ子の約束

学校生活におけるすべての人が、安全で健康的な集団生活を送るためのきまりです。

時	項目	内容
登校前	「服」	・小学生らしく活動しやすい服を着る。
	「防寒着」	・マフラー、ネックウォーマー、手袋は、地味な物を着用する。 ・基本的に屋外で着用する。
	「頭髪」	・肩につく長さの髪はしぼるなど、学習にあった清潔な髪型をする。 ・パーマ、染色、脱色はしない。 ・整髪料はつけない。 ・女子のピン、ゴムなどは、地味な物にする。
	「不要物」	・学校生活に必要なのない物は持ちこまない。 (菓子、けいたい電話、音楽・ゲーム機など)
登校	「登校」	・ヘルメットは、あごひもをしっかりとしめてかぶり、集団登校をする。
	「出欠席」	・8:00には教室にいる。(8:00後は「遅刻」扱い) ・1時間目始業前の早退は「欠席」扱いとする。
校内	「名札」	・校内では必ずつけ、登下校時は安全のためにはずす。
	「友達の呼び方」	・友達や他学年の子を呼ぶときは、「さん」をつけて呼ぶ。
	「体操服」	・体操服は、体操ズボンの中に入れる。
	「学年帽子」	・体育、すかのタイムや昼休みなど、外で活動する時は学年帽子をかぶる。
	「ベランダ」	・用事がなければベランダには出ない。
	「特別教室」	・特別教室(多目的ホールも)や体育館は、先生と一緒に使う。
	「遊ぶ場所」	・「すかのガーデン」やアスファルト(昇降口前、プール前)では、ボール遊びや鬼ごっこはしない。(転んでけがしやすいため)
下校	「下校時刻」	・完全下校時刻を守る。
	「通学路」	・同じ方向に帰る友達とさそい合い、通学路を歩いて帰る。
下校後	「交通安全」	・自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶり、左側を通る。
	「金品」	・お金やゲームの貸し借りはしない。 ・子ども同士で、カードやゲームの売り買いや交換はしない。
	「遊技場」	・ゲームセンター、ボウリング場やカラオケボックスを子どもだけで利用しない。
	「外出・外泊」	・夜、外出するときは、子どもだけで行動しない。また、子どもだけで友達の家泊まらない。
	「忘れ物」	・忘れ物を取りに学校へ来ることはしない。
	「帰る時刻」	6時間授業の日は、「15:10」(完全下校)には下校する。



【すかのっ子の約束の意図】・・・教職員間の確認事項

- ・集団登校をする。
- ・同じ方向に帰る友達と誘い合い、通学路を歩いて帰る。
- ・完全下校時刻を守る。（下校時刻5分前になったら、職員室からオルゴール放送（約6分間）を流す。放送が終わるまでに校門を出るように声をかける）

→不審者対策、事故に合ったときに周りに連絡ができる。

- ・ヘルメットは、あごひもをしっかりとしめてかぶり、集団登校をする。

→交通事故対策、地震対策

- ・用事がなければベランダには出ない。

→転落防止（命に直結するので絶対にだめ）

- ・特別教室（多目的ホールも）や体育館は、先生と一緒に使う。
（特別教室への移動は、基本的に教師が引率するようにする。）
（特別教室には子どもだけがいる状況を作らない。）

→事故防止、けがをしたときにすぐに対応できない。

- ・「すかのガーデン」やアスファルト（昇降口前、プール前）では、ボール遊びや鬼ごっこはしない。「すかのガーデン」でも、帽子を着用する。
- ・「すかのガーデン」と「1年～5年昇降口」間にある連絡通路は、子どもが下校するまで、子どもも職員も横切らない。
- ・ワークスペースでは、走り回らない。

→けが防止（例年すかのガーデンで転ぶけがが多い。）

- ・体育、すかのタイムや昼休みなど、外で活動する時は学年帽子をかぶる。（すかのガーデンも！）
※帽子を忘れた子は、「えんじ色の帽子」を借りてかぶる。えんじ色の帽子は各学年8個配布する。
※借りた子が紛失、破損した場合は弁償とする。 → 学年末に、各学年の1組の体育用品とともに保管して引き継ぐ。

→活動する場所がわかりやすく、緊急時に児童の把握がしやすい。

- ※ 遅刻の児童が教室に入ったら、教室にいる職員は、職員室に電話を入れる（授業中でも）また、早退の場合も子どもだけで帰宅させず、保護者に引き渡しを必ずする。
- ※すかのタイムは基本的に校外で過ごすことを基本とする。教師は見届けをする。
- ※給食中は、12：35のチャイムまでは教室にいる。
- ※ 御一マンシールについて・・・子どものよい表れを褒め、広めるために大いに活用する。
 - ・ 学級の「花の木」に貼る等、学級掲示に活用する。
 - ・ よい表れを個別に褒める時に活用する。（学級担任だけでなく、他の先生が褒めるときにも活用する）
- ※ 学校で朝読書等で子どもが読む本・・・学校にある本を活用する。（自分の本は、授業で使う場合を除き、持ってこない。）
- ※ 使い捨てカイロや防寒着など、寒い時期の約束については別紙で保護者に配布する。（11月初旬）